

学生のみなさんへ

令和5年度（2023年度）授業の実施について

令和5年度の授業は、以下のとおり実施します。

1. 授業の実施方針

（1）原則、感染防止対策を講じた対面による授業を実施します。

ただし、授業によっては、教育的効果の観点から、授業の全部または一部を遠隔により実施することもあります。

（2）講義室等において、左右の座席を一つ空けて着席する必要はありません。

2. 感染防止のための遵守事項

感染防止のため、次の事項を遵守してください。

（1）授業の開始前及び終了後は、石けん等を用いて丁寧に手洗いをすること。アルコール消毒液が設置されている場合は、併せて手指消毒を行うこと。

（2）各自の健康状態に注意を払い、「健康観察表」を記録すること。

なお、マスクについては、着用を求めないことが基本となりますが、ディスカッションや会話等を行う授業、実験・実習など状況に応じて、着用を推奨することがあります。

3. 体調不良時の対応

発熱等の風邪症状が見られる時や急な嗅覚・味覚障害を自覚した場合は大学に登校せず、必ず所属の学部・研究科に連絡してください。

体調不良時等の対応は、本学ホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する注意喚起について（第〇〇報）」に従ってください。

URL：<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/covid/index.html>

4. 授業の欠席の取り扱い

本学が定める「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する注意喚起について」に基づき、①から⑤に該当するため自宅待機となった場合は、対面による授業に出席しないでください。これらの理由により欠席した場合は、欠席回数に含まないこととしています。授業の代替措置等については、授業担当教員の指示に従ってください。

- ① 体調不良の場合（発熱等の風邪症状が見られる時や急な嗅覚・味覚障害を自覚した場合）
- ② 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった場合
- ③ 新型コロナウイルス感染者の接触者としてPCR検査（抗原検査含む）を受ける（受けた）場合
- ④ 感染の疑いがあり新型コロナウイルス検査の対象となった者（検査対象者）と濃厚接触があった場合
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

5. 感染の不安等により対面による授業に出席できない場合

基礎疾患等やむを得ない理由により、感染を懸念して対面による授業に出席できない場合は、所属する学部・研究科の教務担当係及び授業担当教員に相談してください。そのうえで、代替措置等について授業担当教員の指示に従ってください。